

**令和7年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化に係る第2次公募要領
(令和7年度補正予算)**

第1 総則

令和7年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化（以下「本事業」という。）に係る第2次公募の実施については、本要領に定めるものとする。

本事業の実施に当たっては、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年 1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるものとする。

第2 趣旨

国産の麦類（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）・大豆については、近年、需要が堅調に推移しており、消費者の根強い国産志向があるものの、天候による影響を受けやすく、供給量や価格が不安定なため、実需者が使用量の拡大に踏み切れていない状況にある。

この供給量や価格の不安定さが国産麦類・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることから、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制作りに向けた取組を支援する必要がある。

このため、本事業において、国産麦類・大豆を新たに一定数量保管し、需要に応じて供給することにより安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要なストックセンター及びストックセンターの整備と一体的に整備される処理加工施設（以下「ストックセンター等」という。）の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援するものとする。

第3 取組の概要

本要領別表のメニューの欄の本要領に定めるストックセンター等の整備等とは、次に掲げるものとする。

1 再編集約に係る取組

複数の既存の共同利用施設（以下「施設」という。）について、その機能を新たに編成し直し、又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修（以下「改修等」という。）並びにこれらに伴う既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地（以下「廃棄等」という。）を行うこと（以下「再編集約」という。）をいう。

なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であることとし、第7に定める再編集約・合理化計画（以下「再編計画」という。）及び修繕・更新に係る積立計画（以下「積立計画」という。）を策定するほか、本要領に定めのある要件を満たすこととする。

2 合理化に係る取組

合理化に係る取組とは、一つの既存施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うこと（以下「合理化」という。）をいう。その際、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、対象外とする。

なお、合理化の前後の施設数は同数であることとし、再編計画及び積立計画を策定するほか、本要領に定めのある要件を満たすこととする。

第4 事業の内容等

1 事業内容

本要領の事業内容、取組主体、採択要件及び補助率については別表に定めるとおりとする。
なお、当該別表のメニューの欄の取組主体の欄の本要領に定めるものとは、次のとおりとする。

(1) 農業者の組織する団体

代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する法人をいう。以下同じ。）

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

カ その他農業者の組織する団体

なお、当該団体等が取組主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(2) 事業協同組合連合会又は事業協同組合

事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(3) 中間事業者

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 4の(3)の国産原材料サプライチェーン構築に係る再編集約・合理化に資する取組を実施すること。

イ 事業対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（当該中間事業者に出資し、又は当該中間事業者から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

ウ 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

エ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

オ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(4) 流通業者

運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の麦類・豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の麦類・大豆の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(5) 特認団体

次に掲げるいずれかの者とする。

- ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体
- イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(6) コンソーシアム

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
このうち、農業関係機関及び実需者を必須の構成員とすること。
- イ スtockセンター等の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とする。
- ウ スtockセンター等の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 対象地域

Stockセンター等の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

3 取組の実施期間

取組実施期間は3年以内とする。

4 取組の実施基準等

- (1) 麦類及び大豆等の戦略的販売を推進するため、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組み、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な再編集約・合理化に資する取組とする。また、輸入依存度の高い麦類、大豆等の増産に必要な取組や、麦類及び大豆等において施設の共同利用を可能とするために必要な取組とする。

なお、第5の1の取組実施計画の作成を行う際、麦類及び大豆等の再編集約・合理化の取組を行う場合は、原則、麦類及び大豆等に限るStockセンター等の整備を行う取組実施計画とすること。

- (2) Stockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

- ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

(3) 国産原材料サプライチェーン構築を行う場合は、麦類及び大豆等を対象として、生産者（本要領別表のメニューの欄の取組主体の欄の(3)の農業者の組織する団体並びに同欄の(6)の事業協同組合連合会及び事業協同組合に限る。以下本構築を行う場合の取組において同じ。）、同欄の(8)の中間事業者及び食品製造事業者等が一体となつて、加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合であつて、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な再編集約・合理化に必要な施設の整備について対象とする。

(4) 物流革新に向けた取組に対応する場合は、再編集約・合理化に伴い、物流革新に向けた取組に対応するため、物流標準化・効率化の推進に向けた、共同輸配送の促進に必要な集出荷施設等の整備や、集出荷施設におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援。

(5) その他共通の実施基準等

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により取組実施計画に記載のある取組を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致し、かつ経済合理性のある規模としなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

エ 事業で整備するストックセンター等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存施設、資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ スtockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、交付の対象外とするものとする。

カ 本事業において「改修」とは、成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）であり、次に掲げる要件の全てを満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

キ 本事業において「施設の廃止」とは、原則として、第7の2の(1)の再編計画において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることをいう。その際、補助事業等により取得した施設の用途を変更する際には、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている又は承認を受ける見込みであること。なお、過去に本事業で施設の廃止を行った施設については、本事業で再度廃棄等や中古施設として活用できないこととする。

ク 本事業において第3の1の「施設数が減少すること」とは、第3の1の再編集約の取組において、取組実施計画における事業の実施前後で施設の廃止により施設数が減少することをいう。

ケ 廃棄等を行う場合には、次に掲げる要件のいずれも満たすこととする。

(ア) 原則、法定耐用年数を経過していること。ただし、法定耐用年数を経過していない場合であって、補助事業等により取得した財産の廃棄等を実施する際は、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(イ) 廃棄設備等を売却する場合、売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除すること。

コ スtockセンター等の附帯施設のみの整備は、補助対象外とするものとする。

サ スtockセンター等の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

シ スtockセンター等の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、StocKセンター等の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的としてStocKセンター等を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 取組主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）、土地改良区及びコンソーシアムのうちこれらに準ずる主体が施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－補助

金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
また、積立計画と整合を図ること。

(ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、取組主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

セ 環境負荷低減の取組

(ア) 受益者は取組実施計画の参考様式1から3までのうち該当する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中（第4の3の取組の実施期間中を言う。以下同じ。）に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出し、及び保管するものとする。

(イ) 取組主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者が各取組を実施する旨を取組実施計画の実施者リストに記載して、当該リストを取組実施計画と併せて地方農政局長等に提出するとともに、当該リストを保管するものとする。

なお、受益者が特定できないストックセンター等を整備する場合は、取組主体又は当該ストックセンター等を利用する事業者が当該チェックシートを提出し、保管するものとする。

(ウ) 取組主体は、事業実施状況報告に併せて実施者リストを国へ提出するものとする。
また、事業実施年度の翌年度の7月末までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出するものとする。

(エ) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

(オ) なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで（ア）から（ウ）までの手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下の（a）から（d）までのおりとする。

(a) JGAP（農産）

(b) ASIAGAP

(c) GLOBALG. A. P.

(d) 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（農産を対象とする都道府県GAPであって、確認体制を有するものに限る。）

ソ 本事業によりストックセンター等を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該ストックセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

5 補助率

事業費の2分の1以内とする。

6 上限額

取組実施計画の上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 受益が1経営体（法人）に限定される場合の取組にあつては、1年度当たり5億円
- (2) (1)に掲げる取組以外のものにあつては、1年度当たり20億円とする。ただし、ストックセンターと一体的に処理加工施設を整備する場合は、主たる施設をストックセンターとし、国費の過半以上をストックセンターに係る費用が占めることとする。

7 上限事業費

施設別の上限事業費は、別紙1とし、これを超えて補助することはできないものとする。

8 施設の補助対象基準

整備するストックセンター等については、別紙2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

9 面積要件

本要領別表のメニューの欄の採択要件の欄の(3)の本要領に定める面積要件等は、別紙3のとおりとする。

10 補助対象経費等

補助対象経費や事務手続については、本要領に定めるもののほか、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）の規定を準用するものとする。

第5 申請書類の作成、提出期限等

本事業の取組主体となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに下記の応募先に電子メールにて送付すること。

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、本要領に定める事項に準ずること。

また、コンソーシアムで応募する場合は、代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約の案についても提出すること（応募時点では、コンソーシアムが発足していることは求めない。）。

1 申請書類

- (1) 麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化応募書
- (2) 取組実施計画
- (3) 再編計画
- (4) 積立計画
- (5) その他必要な書類

2 提出期限：令和8年4月3日（金）午後5時（必着）

3 応募・問合せ先

応募・問合せ先	管轄する都道府県	電話番号・メールアドレス
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-350-7658 hatasakug_hokkaido★maff.go.jp
東北農政局 生産振興課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-6169 tohoku_daizu★maff.go.jp
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉	048-740-0117

生産振興課	県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	kanto_suishin★maff.go.jp
北陸農政局 生産振興課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4302 hokuriku_mugidaizu01★maff.go.jp
東海農政局 生産振興課	岐阜県、愛知県、三重県	052-223-4622 tokai_mugimame★maff.go.jp
近畿農政局 生産振興課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	075-414-9020 kinki_seisan000★maff.go.jp
中国四国農政局 生産振興課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-224-9411 komeseisan_chushi★maff.go.jp
九州農政局 生産振興課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-300-6222 seisan_kyushu★maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄県	098-866-1653 メールアドレスは上記にお問い合わせください。
農林水産省 農産局穀物課	－（問合せのみ対応可）	03-6744-2108

問合せの受付時間は、土・日・祝祭日を除く午前 10 時から午後 5 時とする（正午から午後 1 時の間を除く。）。また、送付する際は、★を@に置き換える。

4 提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、原則審査対象外とする。
- (2) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差替え等は不可とし、採択、不採択にかかわらず返却はしないこととする。
- (4) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しないものとする。

5 事業の着手

事業の着手は、原則として、地方農政局長等からの補助金の交付決定後に行うものとする。

第6 補助金交付候補者の選定について

(1) 審査の方法

提出された応募書類については、本要領に基づき、適格性の審査を行い、本要領の採択基準に基づくポイントの高い順に採択優先順位を定め、補助金交付候補者を選定するものとする。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ書面により通知するものとする。

なお、審査の経過や審査結果に関する照会はできないものとする。

(3) 審査の留意事項

補助金交付候補者に選定された後であっても、より高い事業効果を得る観点から応募内容

の一部修正を求める場合があることとする。

また、採択基準に基づくポイントが高得点であったとしても、応募の内容に不備や問題がある場合は補助金交付候補者に選定しないこととする。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った応募者については、申請書類の審査においてその事実を考慮するものとする。

第7 再編集約・合理化計画の策定

1 再編集約・合理化計画の趣旨

既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、麦類・大豆等の戦略的販売を推進するため、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組み、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な再編集約・合理化に資する計画とする。また、輸入依存度の高い麦類、大豆等の増産や、施設の共同利用を可能とするために必要な再編集約・合理化を旨とした計画とする。

2 再編集約・合理化計画の作成等

- (1) 取組主体は、本要領第5の1の(3)の再編計画を作成することとする。なお、再編計画については事業実施期間の3年以内の計画を含むものとし、目標年度までの利用に関する計画についてもあわせて記載することとする。
- (2) 再編計画の作成に当たっては、市町村や農業者の組織する団体その他関係者等と十分な調整及び協議を行った上で作成するものとする。

第8 修繕・更新に係る積立計画の策定

1 趣旨

持続的な共同利用施設の運営に当たっては、整備した共同利用施設について計画的な積立等による修繕及び更新が必要である。そのため、本事業で整備する施設については、再編計画と整合した具体的な施設の修繕及び更新に係る資金について本要領第5の1の(4)の積立計画を策定することにより、施設の修繕・更新、適切な維持管理等に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕、更新等に要する資金の計画的な確保を行うこととする。

2 留意事項

- (1) 取組主体は、施設の修繕及び更新に当たって、施設の修繕・更新に係る積立計画を策定するものとする。なお、取組主体で独自に作成している計画がある場合は、本計画に代えることができることとする。
- (2) 積立計画の策定に当たっては、施設の修繕及び更新に必要な費用を策定時点の価額で見積もるものとする。その際、国費を前提とせず、現在の利用者世代と将来の利用者世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。
- (3) 施設の修繕及び更新に要する費用の積立てを行うに当たっては、施設の管理の在り方、施設の修繕及び更新内容、積立水準、その必要性等について、受益者、関係者等と十分に議論することとする。
- (4) 積立計画の期間については、原則建物の耐用年数及び長寿命化に係る修繕を含む期間とする。
- (5) 積立計画については、おおむね5年ごとに将来像を見据えた計画となるよう見直すもの

とする。また、地方農政局長等は、見直しされた同計画について必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

第9 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあつては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

第10 適正な執行の確保

- 1 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- 2 取組主体は、1の規定に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第11 本事業の採択基準等

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた複数年計画の取組実施計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 2 各取組実施計画について、別紙4の配分基準によりポイントを算定することとする。
- 3 取組実施計画の採択に当たっては、本要領に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別紙4の2の合計ポイントが16ポイント以上の取組実施計画を選定するものとする。
- 4 取組実施計画について、3の審査の結果、適正と判断される取組実施計画を2で算定した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。
- 5 交付決定を受けた取組実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組実施計画で要望することはできないものとする。
ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第12 留意事項

1 不正行為等に対する措置

国は、取組主体が、本対策の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 管理運営

(1) 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 事業名等の表示

本事業により整備したストックセンター等には、本事業名等を表示するものとする。

3 関係機関との情報共有

国は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有するものとする。ただし、取組主体の構成員に都道府県が含まれる場合は、この限りではない。

第13 その他配慮すべき事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

ストックセンター等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 周辺景観との調和

ストックセンター等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動

ストックセンター等を整備した取組主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、ストックセンター等を利用する事業の受益者が、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に則したGAPを実施する場合はこの限りでない。

5 国際水準GAPへの対応

本事業においてストックセンター等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

6 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる取組主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

(1) 農業協同組合にあつては、当該組合における女性役員に関する数値目標

(2) 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあつては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

7 作業安全対策の実施

取組主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

8 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用を努めるものとする。

9 関係法令の遵守

本事業において施設を整備する場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

別表（第4の1関係）

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
<p>麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 本要領に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設 イ 集出荷貯蔵施設</p>	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体（本要領に定めるものをいう。） (4) 公社 （地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（本要領に定めるものをいう。） (7) 食品事業者 以下の場合に限るものとする。 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事業者が集出荷貯蔵施設を整備する場合 (8) 中間事業者（本要領に定めるものをいう。） 国産原材料サプライチェーンの取組を行う場合に限るものとする。 (9) 流通業者（本要領に定めるものをいう。） 集出荷貯蔵施設に限るものとする。 (10) 特認団体（本要領に定めるものをいう。） (11) コンソーシアム（本要領に定めるものをいう。）</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。 (2) 本要領に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 本要領に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (5) 原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>事業費の1/2以内</p>

別紙1（第4の7関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の上限事業費

事業の内容	上限事業費
穀類乾燥調製貯蔵施設	麦類にあつては計画処理量1トンにつき610千円

- (注) 1 施設については廃棄等を除く、施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
- 2 中山間地域等の取組であつて、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍（小数点第1位を四捨五入）とする。
- 3 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する施設の整備を行う場合、上限事業費は、上記の1.5倍（小数点第1位を四捨五入）とする。

別紙2（第4の8関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の
施設の補助対象基準

施設	補助対象基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるものは、交付の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設、貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）及びストックセンターの整備並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機（穀物用循環型）を整備する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	
ストックセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。 ・第5の1の（2）の取組実施計画の添付資料として、安定供給計画を添付すること。

附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・予冷施設、貯蔵施設、選別、調製及び包装施設並びに残さ等処理施設については集出荷施設と一体的に整備するものとする。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、麦類は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとする。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。
ストックセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。 ・第5の1の(2)の取組実施計画の添付資料として、安定供給計画を添付すること。
選別、調製及び包	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コ

装施設	ード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦類の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦類の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦類の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・ 広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せて連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）とする。 ・ 産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・ 国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築する場合に整備することができる。
附帯施設	

別紙3（第4の9関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の面積要件

ア 本事業における作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	麦類	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事
	豆類	大豆	
	雑豆	20ヘクタール	

	落花生		業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
--	-----	--	-----------------------------

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）を含む。）

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (オ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (キ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (ク) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- (ケ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (コ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- (サ) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- (シ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	麦類	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	

			が集積されることが確 実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。

ウ 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ 稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあつては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができるものとする。

オ 複合品目にかかる取組の場合にあつては、事業に係る全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

別紙4（第11関係）

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

- (1) 本要領の第3の1の再編集約に係る取組を行う場合は、再編集約（共通）からいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は当該ストックセンターにおいて麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。
- (2) 本要領の第3の2の合理化に係る取組を行う場合は、当該ストックセンターで取り扱う作物（メニュー）に関する成果目標のうちいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は当該ストックセンターにおいて麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。
 なお、合理化に係る取組を行う場合は、再編集約に係る成果目標の選択はできないこととする。

メニュー	施設等	類別													
		s1	s2	s3	s4										
再編集約（共通）	本事業で整備可能な施設														
土地利用型作物（麦類（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）） (注)	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B8	B9	B10						
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B8	B9	B10						
土地利用型作物（豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）） (注)	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9					

(注)：主たる施設としてストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を必須とする。なお、B10、C6はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
再編集約（共通）	s1	<p>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・再編後の施設の運営コストを3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・10ポイント 6%・・・・・・・・・・8ポイント 5%・・・・・・・・・・6ポイント 4%・・・・・・・・・・4ポイント 3%・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組については、本目標を選択した場合は、単位面積当たり収量の増加、生産コストの削減、労働時間の削減又は労働生産性に係る成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・製造コスト又は運営コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>【土地利用型作物】</p> <p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	s2	<p>・再編後の施設の労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p>

	<p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組について、本成果目標を選択した場合は、販売額の増加、労働時間の削減又は労働生産性に係る成果目標を選択することはできない。</p>	<p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
s3	<p>【土地利用型作物】</p> <p>・再編後の施設の利用率（再編計画に基づく、再編後の対象作物の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・・・10ポイント 92%以上・・・・・・・・・・8ポイント 88%以上・・・・・・・・・・6ポイント 84%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>【土地利用型作物】</p> <p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント</p>
s4	<p>・別途策定する再編集約・合理化計画において集荷量又は処理量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の施設の集荷量の低下が9%以下。</p> <p>23%以上（上昇）・・・5ポイント 15%以上（上昇）・・・4ポイント 7%以上（上昇）・・・3ポイント 1%以下・・・・・・・・・・2ポイント 9%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>【土地利用型作物】</p> <p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p>

			<p>する。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 5ポイント</p> <p>②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上..... 5ポイント 95%以上..... 4ポイント 90%以上..... 3ポイント 85%以上..... 2ポイント 80%以上..... 1ポイント</p> <p>※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）..... 3ポイント 0ポイント以上（上昇）..... 2ポイント 5ポイント以下（低下）..... 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 2ポイント</p>
土地利用型作物（麦類）	B1	<p>・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上..... 10ポイント 20%以上..... 8ポイント 15%以上..... 6ポイント 10%以上..... 4ポイント 5%以上..... 2ポイント</p>	<p>・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上..... 5ポイント 20%以上..... 4ポイント 15%以上..... 3ポイント 10%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p>
	B2	<p>・事業実施地区における麦類の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上..... 10ポイント 10ポイント以上..... 8ポイント 9ポイント以上..... 6ポイント 8ポイント以上..... 4ポイント 7ポイント以上..... 2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における麦類の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上..... 5ポイント 60%以上..... 4ポイント 40%以上..... 3ポイント 30%以上..... 2ポイント 20%以上..... 1ポイント</p>
	B3	<p>・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。</p>	<p>・現状の10a当たり労働時間について都道府県平均値を30%以上下回る場合</p>

	<p>7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
B4	<p>・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量について、基準値範囲内の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量について、目標値を基準値範囲内の割合が65%以上に設定する場合でかつ増加する場合・・・10ポイント <p>※基準値は以下のとおりとする</p> <p>日本麵製造用9.7～11.3% パン又は中華麵製造用11.5～14.0% 醸造用11.5%以上</p>	<p>・事業実施地区においてタンパク質含量を測定し、栽培管理に反映している場合・・・・・・・・5ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正なタンパク質含量の小麦生産への取組として、以下の取組を1つ以上実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実需者と品質向上に関する意見交換等を行っている ② 産地でタンパク質含量の適正化に向けた検討会を開催している ③ 生育診断の結果を基に追肥を行っている ④ 土壌診断の結果を基に施肥設計を行っている ⑤その他各都道府県が指導しているタンパク質含量の適正化に資する取組を行っている <p>3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち⑤を選択した場合は、類別B8の現況値のうち⑦を選択することはできない。</p>
B5	<p>・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
B6	<p>・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。</p> <p>20.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。</p> <p>80%以上・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
B7	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。</p> <p>107.0%以上・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・4ポイント 104.0%以上・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・2ポイント 101.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>

	<p>B8</p> <p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15.0ポイント以上・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・8ポイント 10.0ポイント以上・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・4ポイント 5.0ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて1つ以上実施。</p> <p>①病虫害耐性の強い新品種への転換 ②栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ③実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ④弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底 ⑤収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ⑥赤かび病等の防除の徹底 ⑦その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち⑦を選択した場合は、類別B4の現況値のうち⑤を選択することはできない。</p>
	<p>B9</p> <p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。</p>	<p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上・・・5ポイント 8.0%以上・・・4ポイント 6.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント</p>
	<p>B10</p> <p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上。</p> <p>60%以上・・・10ポイント 55%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 45%以上・・・4ポイント 40%以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上。</p> <p>20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上・・・5ポイント 2つ以上・・・3ポイント 1つ以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
<p>土地利用型作物（豆類）</p>	<p>C1</p> <p>・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率（前7中5）が40%以上。</p> <p>60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント</p>

	<p>15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 ・事業実施年度の前7中5平均の値と比べて <ul style="list-style-type: none"> 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント 	<p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて1つ以上実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ②栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ③実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ④弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底 ⑤収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ⑥雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ⑦その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組 <ul style="list-style-type: none"> 5つ以上取り組んでいる場合・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・1ポイント
C2	<ul style="list-style-type: none"> ・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 <ul style="list-style-type: none"> 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。 <ul style="list-style-type: none"> 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 <ul style="list-style-type: none"> 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント
C3	<ul style="list-style-type: none"> ・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 <ul style="list-style-type: none"> 127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
C4	<ul style="list-style-type: none"> ・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。

	<p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>45%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
C5	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。</p> <p>又は、</p> <p>・極多収品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して1ポイント以上増加 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「極多収品種」とは、現地実証試験等において、コンバイン収穫で既存品種の収穫量より概ね40%以上多収である結果が1カ所以上ある品種をいう。</p>	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・極多収品種について、都道府県において種子の調達を行う方針を定めている（奨励品種等に設定あるいは奨励品種等の設定に向けた試験を行っている） ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>・以下の取組を1つ以上実施。 ①地域で産地品種銘柄に極多収品種を設定している ②極多収品種の栽培（実証含む）を行っている ③極多収品種に係るメーカーや集荷団体との意見交換を行っている ④麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
C6	<p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上 60%以上・・・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。 ①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
C7	<p>・フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での集出荷数量が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・新たにフレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態に取り組む場合、出荷数量に占める割合が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。 ①フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での出荷数量割合が30%以上 ②在庫管理システムやトラック予約システム、大型トラックの入場スペースの確保等の取組を行っている ③産地、実需者、集荷団体等で物流合理化に関する意見交換を行っている ④麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標</p>

	10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	で同じ現況値を選択することはできない。
C8	<p>・取組主体（取組主体が食品製造業者であり、農産物処理加工施設を整備する場合及び取組主体が中間事業者又は流通業者であり、集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（取組主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における取組主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該加工施設における取組主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
C9	<p>・取組主体（取組主体が食品製造業者であり、農産物処理加工施設を整備する場合及び、取組主体が中間事業者又は流通業者であり、集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る）の国産豆類の取扱数量（取組主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の取扱数量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該施設における取組主体が既に産地と行っている国産豆類の取扱割合が事業開始年前年と比較して58%以上。</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該施設における取組主体が過去5年以上国産豆類を取り扱っている場合、国産豆類の取扱比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

3 既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

2に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

ただし、2及び3のポイントの合計は33ポイントを上限とする。

既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイントの内容
<p>耐用年数経過後の老朽化が進む施設について、より緊急的に再編集約・合理化を実施する必要があるため、再編集約・合理化を実施する主な既存施設における耐用年数（ただし、内部施設の耐用年数ではなく、建屋の耐用年数を指す）の経過期間に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。</p> <p>(1) 5年以上15年未満・・・1ポイント (2) 15年以上20年未満・・・2ポイント (3) 20年以上・・・3ポイント</p>

4 再編集約化加算ポイント

2及び3に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

ただし、2から4までのポイントの合計は36ポイントを上限とする。

再編集約化加算ポイントの内容
<p>複数施設を再編又は集約することにより、取組実施計画に位置付けられる産地の再編集約後の稼働施設数が再編集約前の施設数より減少する場合、その減少した施設数に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。</p>

- (1) 1施設減少・・・1ポイント
- (2) 2施設減少・・・2ポイント
- (3) 3施設以上の減少・・・3ポイント

5 将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイント

2から4までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2から5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイントの内容
<p>地域計画のうち、「将来像が明確化された地域計画」※を受益地がある市町村の半数以上が策定している場合は、1ポイントを加算できるものとする。</p> <p>※「将来像が明確化された地域計画」とは以下の(1)、(2)を満たす計画とする。</p> <p>(1) 農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。</p> <p>ア 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。</p> <p>イ 目標集積率が8割以上であること。</p> <p>ただし、都府県にあつては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。</p> <p>(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合</p> <p>地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること</p> <p>イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること</p>

6 食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

2から5までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか1つのポイントを加算できるものとする。

ただし、2から6までのポイントの合計は39ポイントを上限とする。

(みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント)

みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの内容
<p>次に掲げる(1)又は(2)に該当する場合、いずれかの高いポイントを加算できることとする。</p> <p>(1) 受益者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。</p> <p>ア 5割以上・・・1ポイント</p> <p>イ 8割以上・・・2ポイント</p> <p>なお、上記にかかわらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとする。</p>

(2) 取組主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイントを加算できるものとする。

(スマート農業技術の活用の推進加算ポイント)

スマート農業技術の活用の推進加算ポイントの内容

受益者が、採択決定通知日までに、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である場合、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。

(1) 5割以上・・・1ポイント

(2) 8割以上・・・2ポイント

なお、上記にかかわらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める計画認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとする。

7 特別加算ポイント

2から6までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか2つのポイントを加算できるものとする。

ただし、2から7までのポイントの合計は40ポイントを上限とする。

(環境負荷低減等の取組推進加算ポイント)

環境負荷低減等の取組推進加算ポイントの内容

GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP又はJGAP（農産）をいう。）を取得している受益者が7割以上の場合は1ポイント加算できるものとする。

(輸出事業計画との連携加算ポイント)

「輸出事業計画」との連携加算ポイントの内容

「輸出事業計画」（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。）において、取組主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

(安定取引関係確立事業活動計画との連携加算ポイント)

「安定取引関係確立事業活動計画」との連携加算ポイントの内容

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、農林水産大臣が認定した「安定取引関係確立事業活動計画」において、取組主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

(農福連携の取組加算ポイント)

農福連携の取組加算ポイントの内容

障害者の雇用等の農福連携の取組については、以下の要件を満たし、かつ障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる施設等を整備する場合は1ポイント加算できるものとする。

農福連携の取組を実施する場合には、整備対象施設に農産物を出荷・供給する予定の受益地において1名以上の障害者が雇用されており、その障害者が農作業等に従事している、又は、本事業で整備する施設の完成直後に1名以上障害者を雇用し、当該施設若しくは当該施設に農産物を出荷・供給する受益地においてその障害者が農作業等に従事することが確実と見込まれる場合とする。

なお、障害者就労施設に農作業等を請け負わせる場合は、請け負わせる作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものとする。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用義務のある取組主体においては、上記の要件に加え、法定雇用率を達成しているものとする。